

平成 2 1 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月16日（水曜日）午前10時00分 開会  
午後 2時51分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 34号 専決処分<sup>の</sup>報告について
- 日程第 6 報告第 35号 平成20年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 36号 平成20年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第251号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第252号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第10 議案第253号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第11 議案第254号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第255号 財産の取得について
- 日程第13 議案第265号 平成20年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第14 議案第266号 平成20年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第267号 平成20年度赤平市老人保健特別会計決算認定に

ついて

- 日程第16 議案第268号 平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第269号 平成20年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第270号 平成20年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第271号 平成20年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第272号 平成20年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第273号 平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第274号 平成20年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第275号 平成20年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第24 議案第276号 平成20年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第25 一般質問
  - 1. 五十嵐 美 知 議員
  - 2. 若 山 武 信 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 34号 専決処分<sup>の</sup>報告について
- 日程第 6 報告第 35号 平成20年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 36号 平成20年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第251号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第252号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第10 議案第253号 北海道市町村職員退職手当組<sup>合</sup>規約の変更について
- 日程第11 議案第254号 北海道市町村総合事務組<sup>合</sup>規約の変更について
- 日程第12 議案第255号 財産の取得について
- 日程第13 議案第265号 平成20年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第14 議案第266号 平成20年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第267号 平成20年度赤平市老人保健特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第268号 平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第269号 平成20年度赤平市土地造成事業特別会計決算認

定について

- 日程第18 議案第270号 平成20年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第271号 平成20年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第272号 平成20年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第273号 平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第274号 平成20年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第275号 平成20年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第24 議案第276号 平成20年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第25 一般質問

順序	議席 番 号	氏 名	件 名
1	1	五十嵐美知	1. 政権交代による市政運営について 2. 病氣予防対策について 3. 省エネ化対策について 4. 公的施設のガス供給について

順序	議席番号	氏名	件名
2	2	若山 武信	1. 市立赤平総合病院の今後について 2. 第5次赤平市総合計画について 3. 市職員の不祥事件再発防止対策について 4. 新型インフルエンザ感染拡大への対応対策について

○出席議員 10名

1番 五十嵐 美知 君  
2番 若山 武信 君  
3番 谷田部 芳征 君  
4番 穴戸 忠 君  
5番 林 喜代子 君  
6番 北市 勲 君  
7番 太田 常美 君  
8番 植村 真美 君  
9番 鎌田 恒彰 君  
10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 高尾 弘明 君  
教育委員会委員長 田口 敏弘 君  
監査委員 小椋 克己 君  
選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君  
農業委員会会長 野村 繁 君

副市長 浅水 忠男 君  
理事 三上 和巳 君  
総務課長 町田 秀一 君  
企画財政課長 伊藤 寿雄 君

税務課長 吉村 春義 君  
市民生活課長 栗山 滋之 君  
社会福祉課長 伊藤 嘉悦 君  
介護健康推進課長 斉藤 幸英 君  
産業課長 菊島 美時 君  
建設課長 熊谷 敦 君  
上下水道課長 横岡 孝一 君  
会計管理者 下村 信磁 君  
消防長 中村 高庸 君  
市立赤平総合病院事務長 實吉 俊介 君

教育委員会 教育長 渡邊 敏雄 君  
" 教育課長 相原 弘幸 君

監査事務局長 保田 隆二 君

選挙管理委員会事務局長 町田 秀一 君

農業委員会事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会 事務局長 大橋 一 君  
" 総務議事 野呂 律子 君  
" 担当主幹  
" 総務議事 渡邊 敏一 君  
" 係長

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成21年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、2番若山武信君、9番鎌田恒彰君を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から30日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から30日までの15日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は29件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成21年第2回定例会以降平成21年9月15日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業就労者の高齢化や担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、産炭地では坑内掘り炭鉱がすべて姿を消すなど地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため北海道空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた重要な広域的、管内的課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめたところであります。7月6日に北海道知事並びに北海道議会などの関係機関へ、7月16日には北海道空知地方総合開発期成会ほか北海道石炭対策連絡協議会において資源エネルギー庁ほか関係省庁に対して予算の優先配分や財政の激変緩和などに加え、特に産炭地域の再生に向けた産炭地振興対策についても要望行動を行ったところであります。

次に、新たな過疎対策法制定に向けた要望会、要請活動の実施について申し上げます。7月15日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部主催による要望会の開催及び中央要請活動を行ってまいりました。過疎地域の振興対策については、これまで4次にわたり特別な支援が講じられ、一定の成果を上げてまいりましたが、道内市町村の約8割を占める過疎地域では人口減少に歯どめがかからず、農林水産業の担い手不足、地域活力の低下や集落の高齢化など依然として厳しい状況に直面しており、第4次の過疎地域自立促進特別措置法も今年度をもって失効いたします。過疎地域の特色を発揮できる総合的な過疎対策の充実強化を図るため、地方交付税の充実強化及び過疎対策事業債の拡充に特段の配慮をしつつ、平成22年度を初年度とする新たな過疎対策法の制定

について道内選出国會議員を交えた要望会を開催し、その後関係省庁に対して要請活動を実施したところでもあります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成21年度の普通交付税につきまして、総務省は7月28日に決定し、同日閣議決定されたところでもあります。都道府県を除く全国市町村では5.1%の増、道内市町村も2.6%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債も含めた場合は6.7%の増額となり、当市におきましては10年ぶりに前年度を上回り、普通交付税決定総額では1.5%の増、臨時財政対策債も含めると4.3%の増となったところでもあります。その主な理由として、1点目は本年度からの2カ年措置として地域雇用創出推進費が創設されたこと、2点目としては公立病院に対する交付税措置の充実として病床数単価の増額や救急告示病院に対する交付税措置額の増加が図られ、特別交付税からの振りかえ措置も含め、5,000万円程度の増額となっております。このほか医師確保対策や妊婦健診に対する交付税措置の充実等が図られており、こういった点が増加要因となっているところであります。今後におきましても、地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税の復元、増額を図るよう引き続き全国市長会等を通じ、強く要請してまいります。

次に、大雨による被害状況について申し上げます。7月18日からの梅雨前線を伴う低気圧の影響を受け、7月19日午前10時38分に札幌管区気象台より空知地方に大雨注意報が発表されました。本市の降雨の状況につきましては、雨が降り始めた18日午後1時から翌々日午前0時までの総雨量が98ミリを記録し、19日午後1時から2時までの間に11ミリを観測したところでもあります。空知川の水位も上昇し、19日午後5時には水防団待機水位にあと3センチと迫る43.57メートルを記録しましたが、この時間が河川水位のピークで、以降は下降をたどっております。降雨による被害状況につきましては、幌岡町のエルム高原共生保安林管理車道ののり面、東豊里町の長田の

沢川の河岸、計2カ所の崩壊が発生し、被害総額は約100万円の見込みであります。幸いにも人的、住家被害はありませんでしたが、今後とも被害箇所の迅速な復旧作業に当たるとともに、関係機関との情報伝達を密にし、安全管理に努めてまいります。

次に、ものづくり日本大賞の選定について申し上げます。ものづくり日本大賞は経済産業省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の4省庁連携により平成17年度から2年ごとに実施され、ことしが第3回目の開催となります。我が国の産業、文化を支えてきた物づくりを継承発展させるため、それを支える人材の意欲を高め、広く社会に知らしめることを目的に創設された表彰制度で、道内では48件の応募があり、そのうち特別賞が1件、優秀賞、ものづくり地域貢献賞がそれぞれ6件受賞されております。そうした中株式会社植松電機の「「思うは招く」・宇宙事業へのチャレンジを通して若者たちの「諦めない心」を育む」が見事にものづくり地域貢献賞を受賞したところであります。受賞内容については、ハイブリッドエンジンを搭載したCAMU I ロケットを北海道大学と共同で開発し、これまでに学生や研究者たちに自社の微小重力実験棟や人工衛星開発施設等の実験施設を産学連携で提供するとともに、宇宙開発事業に邁進する大人たちの姿を実験や事業を通して子供たちへ発信し、自分にもできるという意欲、あきらめない心をはぐくんでいる活動が高く評価されたところであります。団体の施設見学も受け入れ、平成20年度では約3,000人の見学実績があり、今後における地域経済発展と地域振興にも大きく期待するところであります。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。第38回あかびら火まつりは、コミュニティ広場に会場を移しての開催となりました。ズリ山の火文字も会場変更に合わせて東側へ移設し、新たな火文字を点火することとなり、火まつりやらん会のほかに団体、市民総勢70名の方々のご協力により新火文字の設置作業を行い、当日を迎えることができました。また、火まつりのPRも兼ねた資金造成のピアガー

デンが7月2日から3日間交流センターみらい屋上において開催され、多くの市民の皆様にご足を運んでいただいたところであります。いろいろな方々からのご支援、ご協力いただき、当日を迎えたわけですが、7月18日、19日の2日間ともあいにくの大雨により火まつりが開催されて以来初めて日曜日のイベントを中止したところであります。しかし、初日は大雨にもかかわらずメインとなる火文字を見るため多くの観客を迎え、見守られる中、赤ふんランナーのたいまつによりファイアストーム、そしてズリ山への火文字点火が行われ、大きな拍手と大歓声が沸き上がりました。来年以降の火まつりの開催に当たり、今回の反省点を生かしながら、一層活力あるイベントづくりに努めるとともに、大雨の中ご支援、ご協力いただきました関係団体並びに市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。例年赤平公園の黎明の像の前において開催しておりましたが、昨年より悪路のため赤平神社社務所において開催しており、本年は8月10日、平和赤平市民会議主催によりまして、第37回の黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところであります。黎明の像安全平和祈願祭におきまして、遺族など約20人が参列し、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしのび、冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、平成21年度赤平市戦没者追悼式について申し上げます。7月10日、赤平市主催による平成21年度赤平市戦没者追悼式が赤平市交流センターみらいにおいて、戦没者の遺族や関係者約60名が参列し、しめやかに行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月18日に第38回あかびら火まつり会場において、第59回社会を明るくする運動を関係団体約170人の参加により、会場内でうちわ、ティッシュ等の配布による啓蒙活動を行ったところであります。

次に、市営住宅の使用制限に関する協定の締結に

ついて申し上げます。6月30日に赤平市並びに歌志内市と赤歌警察署の間で、暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定を締結したところであります。この協定は、入居者や周辺住民等の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、警察との連携により市営住宅等から暴力団員を排除していくもので、7月1日より市営住宅等の申し込みには暴力団員が否かを確認し、疑わしき場合は警察署長に照会し、制限を加えることとなりました。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月17日から26日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導を初め、延べ1,541人のご参加をいただき、運動期間中は子供、2輪車、自転車、交差点の交通事故防止街頭指導や交通安全キャンペーン、シートベルト着用キャンペーンの実施など効果的な運動を実施いたしました。今後におきましても、市民一丸となって交通事故防止に当たるため、交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、特に高齢者や子供たちを事故から守るため、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、赤平市消防演習について申し上げます。7月12日、コミュニティ広場において消防職団員の資質向上と地域住民に対する防火思想の啓蒙普及を期することを目的とした平成21年度赤平市消防演習を開催し、市内外より多数のご来賓の出席をいただいたところであります。演習では規律訓練、ポンプ車操法及び模擬火災訓練などを実施し、日ごろの訓練の成果を発揮し、盛会のうちに終了したところであります。本演習を契機といたしまして、より一層の火災予防の推進と総合的な消防技術の向上に努めてまいります。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。9月1日の防災の日を前に、8月30日午前8時40分より空知川文京町側河川敷を会場に、消防職団員を

初め赤歌警察署、東文京町及び西文京町の地域住民など160名の参加とご協力をいただき、災害に係る危機管理体制の確立、防災関係機関の密接な連携強化と災害応急対策に係る諸般活動技術の向上並びに地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、赤平市総合防災訓練を実施したところであります。本訓練は、大雨の影響により住宅、道路等に浸水のおそれがあることから避難準備情報を発表し、住民の避難が必要との想定で実施し、災害危険区域巡視訓練、道路通行どめ規制訓練、内水排除訓練など9つに及ぶ訓練を実施したところであります。これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、異常事態が発生したときには本訓練の成果を発揮し、被害の軽減に努めてまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（獅畑輝明君）** 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

**○教育長（渡邊敏雄君）**〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、指導主事の学校訪問の要請であります。平成21年度の指導主事学校訪問は6月11日から行われ、現在まで小学校2校が終了しております。指導主事の学校訪問は、学校教育に関する専門的事項や教育実践上の諸課題について助言を行い、学校教育の充実向上に資することを目的としており、全学校の授業公開、教職員との研究、協議や教育課程上の問題、研修及び研究の推進、学習指導、生徒指導、健康、安全に関して指導主事から助言をいただいたところであります。今年度も昨年度から実施しております校内研修にかかわる特設事業としての授業研究と全教職員による研究、協議の場を設けることによりさらなる学校教育の充実向上を目指しました。なお、残る5校については10月から11月に実施する予定であります。

次に、第6回ワンフラワー・ワンコイン・一汗運動に全小中学校の児童生徒が総合的な学習の時間と情操教育の一環として6月24日から7月3日にかけて396名が参加しました。今年は、天候が不順で延期や中止となる学校がありましたが、悪天候にめげず、地域行事の一つである赤い花、サルビアの植花作業に各学校が携わったところであります。

次に、第38回あかびら火まつりによる市民おどりであります。教育委員会が各学校を取りまとめてからことしで10回目になりますが、今年は残念ながら雨天のため中止となってしまいました。地区育成会及び教師、父母、児童生徒を含めて約236名の参加を予定いたしましたが、天候のせいとはいえ学校活動の一部を市民に見ていただく機会が失われ、大変残念であります。今回は中止となりましたが、今後ともこれらの地域行事に学校、教師、地域父母、児童生徒が積極的に参加することにより、子供が地域の構成員として認識されることはもちろんのことです。同時に教職員が地域の一員としてかわることにより、学校と地域の連携がより強固なものになり、地域とともに歩む学校づくりの一役を担っていきたいものと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてです。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に国語と算数、数学の2科目について昨年続き、ことし4月実施されたところであります。その結果が8月27日に全国一斉に公表されました。本市においても関係資料が送られてきましたが、公表については国、道とも地域間、学校間の序列化を招くおそれがあるとして、個々の市町村名、学校名の公表は行わないこととしております。本市においても同様の観点から公表しないことといたします。なお、本調査結果の分析及び改善計画については現在作業を進めている段階であり、今後それを活用する中で子供たちの学力向上に向け、指導方法の工夫、改善などの取り組みを進めてまいります。

次に、中体連、各種大会の結果について申し上げます。中空知地区大会では、赤平中学校の男子ソフト

トテニス部が団体戦で優勝、個人戦においては優勝を含む4組がベストエイトに入り、女子バレーボール部が準優勝、男子卓球部の団体で準優勝、個人戦でも3名が全空知大会へこまを進めています。中央中学校もソフトボール部が準優勝、女子バレーボール部が3位となり、女子バドミントン部が個人戦ではシングルスで1名、ダブルスで1名が全空知大会への出場権を獲得しました。全空知大会での結果は、残念ながら全道大会の出場権を得ることはできませんでしたが、目標に向かって努力する姿は大変感動的で、精いっぱい活躍の中で中体連の全事業が終了しております。

次に、文化面では第54回空知地区吹奏楽コンクールが8月8日、岩見沢文化センターで開催され、赤平中学校が中学校C編成に参加し、昨年に続き7年連続で見事金賞に輝きました。しかも、空知管内19チーム中全道吹奏楽コンクール出場代表校3チームの中に選考されました。全道コンクールへの出場は昨年に続くもので、3年連続はまさに快挙と言えるものであります。これにより9月5日に開催された第54回北海道吹奏楽コンクールを札幌コンサートホールキタラで発表することになりました。同コンクールC編成の部には、全道各地から予選を勝ち抜いた26校が参加の中持てる力を十分に発揮し、見事金賞を受賞しました。金賞は昨年に続くもので、キタラの大ホールの聴衆を前にしても落ちついたすばらしい演奏を披露してくれました。東日本大会にこまを進める上位4校に入ることはできませんでしたが、審査員の評価も高く、今後も活躍が大いに期待されるものであります。また、赤平中学校吹奏楽部は、9月13日開催の第5回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーカラオケ大会にも参加し、地域福祉の向上に寄与するため全道大会での発表曲ほか数曲を披露し、市民より絶賛の拍手を受けたところであります。同じく文化面ですが、第76回NHK全国コンクール空知大会、通称Nコンが8月21日、岩見沢市文化センターで行われ、赤平中央中学校合唱部が出場し、見事銀賞を獲得いたしました。今回は8校の参加で

ありましたが、5校が岩見沢市内からという状況の中でまとまりのある見事な歌声を響かせ、昨年に続く銀賞と立派な成績を上げてくれました。

次に、新しいスクールバスについて申し上げます。地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用して購入を計画しておりました新しいスクールバスが8月5日、納車されました。このスクールバスは、従来のものよりも定員が20名多い60人乗りであります。これにより平岸、茂尻方面の中学生の通学用に3台体制から2台体制とすることが可能となりました。さらに、このバスは新長期排出ガス規制に適合しており、また重量車の平成27年度燃費基準を達成した車両であります。これにより輸送力の増加とともに、最近求められる低炭素社会に貢献できるものと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。6月以降は、季節的にも1年で最も活動的な時期であり、この間各種の社会教育事業が活発に行われました。まず、青少年健全育成として体験学習や遊びを通じて各種少年団体のリーダー養成を目的としたふるさと少年教室が始まりました。9月11日までの5回開催のうち、6月20日の住吉地区北海かんがい溝付近でのアジサイの植栽後の開校式に始まり、7月11日には富良野自然塾ほかで体験活動を行い、月末には「チームワークを育てる」をサブテーマとして恵庭市青少年研修センターで1泊2日の宿泊研修を行いました。また、8月22日には夏期のスポーツイベント事業として青少年健全育成夏期スポーツ大会キックベースボール大会が行われ、各地区の育成会から99名の小学生が参加しております。

次に、青少年センターにおきましては、補導員会議等を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの浸透を図り、また関係機関と連携しながら、火まつりや各神社祭に巡回補導を行い、青少年の健全育成に努力しました。

次に、東公民館関係であります。上半期東公民館講座として6月16日から「体験が取り持つ人生さまざま」と題した講座が3回にわたり開設され、延べ



67名の参加がありました。また、6月24日には時節に合わせた既開事業として、昨年に引き続き、赤平消費者協会の皆様のご協力により、買い物に便利なマイバッグづくりを行い、8名の方が環境に優しいエコバッグづくりを行っております。さらに、夏休み子供文化体験事業として、夏休みいろいろ探検隊を夏休み期間中に3日間開催し、手づくりのうちわやキーホルダーづくり、市内のかばん工場の見学などを行い、20名の小学生が参加をしております。また、9月10日から中期東公民館講座としてキノコ講座がエルム森林公園周辺での現地講習を含めて、3回の予定で開催されております。

次に、図書館事業についてであります。ことしで28回目となります文学散歩を8月12日に実施しました。本年度は、旭川市の三浦綾子記念文学館へ引率を含め18名が参加し、三浦綾子作品の背景などを参加者各人がそれぞれの思いで見学してまいりました。また、館長である三浦光世氏の講演を拝聴することもでき、充実した一日を過ごすことができました。

次に、社会体育関係であります。6月20日に第9回目の市民健康づくりウォーキングが行われ、60名の参加がありました。また、6月28日に第10回赤平市青少年卓球大会が行われ、中学生16名の参加がありました。次に、新しい試みとして8月9日には赤平市体育指導委員の方々と赤平レクリエーション協会の皆様の協力のもと、第1回ニュースポーツ体験講習会を開催いたしました。これは、気軽にできるニュースポーツを体験することにより、自分に合ったスポーツを見つけることで、生涯を通じてスポーツに親しむ活動を奨励して、その生活化を図るとともに、年齢、体力、技術に応じた多様なスポーツ種目の導入を促進することを目的としております。今回20名の参加でしたが、競技することではなく、その種目を体験してもらうことを主としており、10月に2回目を、来年1月に3回目を開催し、それぞれ違う種目を体験していただきます。これらを通じて種目を決定いたしまして、2月に大会を開催する

予定となっております。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 報告第34号専決処分報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第34号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

次のページの専決処分書でご説明申し上げます。

件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃等60万6,800円を滞納していることから、平成21年6月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成21年9月から5万円ずつ毎月25日限り指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成21年8月21日に専決処分したものでございます。

以上、報告第34号についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第34号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 報告第35号平成20年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第7 報告第36号平成20年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 報告第35号平成20年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生してまいりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険特別会計の累積赤字額、水道事業会計及び病院事業会計の不良債務額が影響しているものの、一般会計の剰余金、行財政改革への取り組みや、公立病院特例債の借入れなどによって13.10%となり、心配されていた財政再生基準を大きく下回り、健全段階に位置しております。

次に、実質公債費比率につきましては、平成18年度から20年度の3カ年平均の数字となるため、平成18年度の産炭地基金問題によります償還額の増額が影響しているものの、空知産炭地域総合発展基金助成金の有効活用により地方債の抑制などに努め、22.6%となっており、早期健全化基準となる25%未満に位置しております。

次に、将来負担比率につきましては、連結赤字額並びに地方債残高の減少や花卉園芸振興公社に対する損失補償がなくなったことなどから263.6%となり、比率的には健全化の状態にあります。いまだ全国的には高い比率に位置しております。

次に、報告第36号平成20年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、病院事業会計は一般会計からの不良債務解消のための繰入金並びに公立病院特例債が影響し、81.2%となっておりますが、経営健全化基準の20%を大きく上回っているため、平成21年度中に個別外部監査の実施及び経営健全化計画を策定しなければなりません。

また、水道事業会計につきましては5.2%で、経営健全化基準を下回っております。

以上、報告第35号及び第36号につきましてご報告申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） よろしくお願ひします。報告35号についてちょっとお聞きしたいのですが、健全化法に従っての比率が提示されておりますけれども、将来負担比率についての考えなのですが、263.6ということは、健全化判断の中ではありますけれども、まだまだ高いところにあるということで、これは病院の特例債が7年間での償還ということが中に入っていると思うのですけれども、その7年間ぐらいではどのぐらいの比率まで下がりますか。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） その部分については、どのような影響があるかという具体的な比率については、計算まだしておりませんので、この場ではお答えできませんが、ただいずれにしても13億8,220万ということで、元利合わせまして年間で2億円以上の償還額があるということでもありますので、それからいたしますと数十%という影響になるかと思ひます。具体的な数字については、ちょっと手持ちにございませぬので、ご容赦願ひたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第35号、第36号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第251号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第251号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

緊急の少子化対策として、出産育児一時金を引き上げる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

附則の第15項でございますが、現行35万円の出産育児一時金を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合は39万円とするため、項を追加するものでございます。

なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産の場合はこれまでと同じく3万円を上限として加算して支給することとなり、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産の場合には出産育児一時金は42万円となるものでございます。

改正附則といたしまして、この条例は、平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第251号につ

いては、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第252号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第252号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めものでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進計画につきましては、平成16年12月に議決をいただき、この計画に基づき、諸施策を実施しているところでございますが、過疎債の充当を見込んでおります事業を追加するため、本計画の一部を変更するものでございます。

以下、具体的な変更の内容につきまして、別紙によりご説明申し上げます。

6、教育の振興、（3）、集会施設、体育施設等体育施設についてでございますが、実施主体が市でございます市民プール新設事業を追加するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第252号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第253号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを

議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第253号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

当市では、職員の退職手当の支給のため北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでございますが、今般当組合の構成団体が市町村合併により変更となり、当該規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

平成21年10月5日に網走管内湧別町と上湧別町が合併し、湧別町となることに伴いまして、本規約の別表を改正するもので、別表の網走支庁管内の項中「上湧別町 湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加えまして、さらに（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削る改正をするものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第253号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君）日程第11 議案第254号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総

務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第254号北海道市町村総合事務組合理約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の消防団員に係る損害補償、退職報償金支給及び賞じゅつ金授与に関する事務等につきまして共同処理してございまして、当市も当組合に加入しているところでございますが、このたび前議案同様組合の構成団体が市町村合併により変更となり、当該規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページをご参照願います。別表第1でございですが、網走支庁の項中「網走支庁（26）」を「網走支庁（24）」に改め、市町村、一部事務組合及び広域連合の欄中「上湧別町、湧別町」及び「両湧別町学校給食組合」を削り、「遠軽町」の次に「湧別町」を加えるものでございます。

別表2でございですが、第9項につきましては、「上湧別町、湧別町」及び「両湧別町学校給食組合」を削り、「遠軽町」の次に「湧別町」を加え、同様に第10項につきましても「上湧別町、湧別町」を削り、「遠軽町」の次に「湧別町」を加える改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第254号につ

いては、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第255号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第255号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現行の食器、食缶洗浄システムは、学校給食センターが改築されて以来稼働しておりますが、老朽化し、修理することも頻繁で、費用も多額になり、また学校給食センター自体が災害時の炊き出し施設として位置づけられておりますことから、今般更新することとしたものでございます。

今般導入いたします食器、食缶洗浄システムは、当市への譲渡を前提といたしまして、北海道市町村備荒資金組合より委任を受け、故障時には即日対応できるよう当市に登録されております業者9社を指名し、8月10日、入札を執行し、8月13日に北海道市町村備荒資金組合と西出興業株式会社におきまして3,465万円の売買契約の締結に関する契約がなされたところでございます。この財産につきましては、さきに述べましたとおり、北海道市町村備荒資金組合から当市へ譲渡を受けようとするものでありますが、予定価格が2,000万以上であり、議会の議決を求めるものでございます。なお、譲渡代金の支払いにつきましては、売買契約額3,465万円に北海道市町村備荒資金組合が設定する年0.6%の利息をつけまして、本年度から平成25年度までの5年間でお支払いをするもので、本年6月の第2回定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

議案第255号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、取得財産、食器、食缶洗浄システム。

2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。

3、取得金額、3,465万円に北海道市町村備荒資金組合が設定する年0.6%の利息を加算した額。

4、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、新宮正志。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているとおりでございます。納期は平成22年1月15日と定めたとところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第255号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第265号平成20年度赤平市一般会計決算認定について、日程第14 議案第266号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第15 議案第267号平成20年度赤平市老人保健特別会計決算認定について、日程第16 議案第268号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第17 議案第269号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第18 議案第270号平成20年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第19 議案第271号平成20年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第20 議案第272号平成20年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第21 議案第273号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第22 議案第274号平成20年度赤平市介護保険特別会計決算

認定について、日程第23 議案第275号平成20年度赤平市水道事業会計決算認定について、日程第24 議案第276号平成20年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第265号平成20年度赤平市一般会計決算認定につきまして、提案の趣旨を各会計決算報告書にてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。当市は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算の段階では連結実質赤字比率が財政再生基準を大きく上回っていたため、平成20年度予算は赤平市財政健全化計画改訂版を基本に編成し、着実にその予算を執行するとともに一層の努力を行い、さらに計画外の収入なども加わり、財政状況は大幅に改善し、連結実質赤字比率は早期健全化基準も下回り、健全段階へ移行する結果となったところであります。

歳入につきましては、軽自動車税の税率を制限税率の1.5倍に引き上げたことで前年度比28.2%の増となり、一方個人市民税については市職員が84名退職したことも影響し、8.5%の減となるなど、市税総額としては2.4%、約2,000万円の減額となったところであります。また、歳入の46%を占める地方交付税につきましては、特別交付税において前年度比として8年ぶりに増額となり、臨時財政対策債を含む総額としても9年ぶりに前年度を上回り、0.1%の増となったところであります。このほか旧赤平小学校跡地の売却や花卉園芸振興公社の民間譲渡による市からの貸付金の一部返済など計画外の収入はあったものの、花卉園芸振興公社の解散によって約3億4,000万円の市からの貸付金を放棄する結果となったところであります。一方、歳出につきましては、義務的経費である人件費について市長の50%削減を初めとする一般職の平均30%削減、議員報酬の22%削減や退職手当組合に対する追加負担金が発生しなかったため前年度比で約6億円、38.2%の減となっ

たところであります。このほか公債費についてはこれまでの建設事業の抑制により約1億5,000万円、11.5%の減となり、投資的経費については国の地域経済活性化策や空知産炭地域総合発展基金などの財源を有効に活用したため約1億円、19.7%の増となったところであります。また、国民健康保険特別会計の累積赤字並びに病院事業会計の不良債務解消のため、両会計に対してそれぞれ3億円の繰り出しを行っております。

結果、歳入総額89億8,679万9,503円、歳出総額78億9,148万976円となり、差引額10億9,531万8,527円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第266号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。赤平市国民健康保険特別会計の執行の結果につきまして、最初に歳入につきましては、療養給付費交付金が退職医療制度の改正により前年度比67.7%の減、保険税は後期高齢者医療制度により75歳以上の被保険者が減少したことにより35.8%の減、一方歳出につきましては、保険給付費が前年度比2.3%の減、老人保健拠出金が88.6%の減となったところであります。結果、歳入総額26億7,113万2,406円、歳出総額30億6,618万3,681円となり、差引不足額3億9,505万1,275円は翌年度繰上充用金により充用したところであります。

次に、議案第267号平成20年度赤平市老人保健特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。赤平市老人保健特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額3億276万4,125円、歳出総額2億9,172万3,230円となり、差引額1,104万895円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第268号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

46ページをお願いいたします。赤平市後期高齢者

医療特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額 2 億699万7,825円、歳出総額 2 億502万6,703円となり、差引額197万1,122円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第269号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。赤平市土地造成事業特別会計の執行の結果につきましては、平成20年度における分譲地の売却実績はなく、翠光で3区画、美園で1区画、福栄で2区画の分譲地が未売却地となっており、歳入総額6,716万4,168円、歳出総額6,706万2,776円となり、差引額10万1,392円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第270号平成20年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

52ページをお願いいたします。平成20年度末における下水道普及率は80.51%、水洗化率は68.72%となっております。赤平市下水道事業特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額13億608万835円、歳出総額12億9,853万5,679円となり、差引額754万5,156円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第271号平成20年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

61ページをお願いいたします。平成20年度は、赤平第二霊園の規制墓地8区画、自由墓地8区画の貸し付けを行ったところあります。赤平市霊園特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額743万3,877円、歳出総額567万5,775円となり、差引額175万8,102円を翌年度へ繰り越したところあります。

次に、議案第272号平成20年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

64ページをお願いいたします。赤平市用地取得特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額1億8,217万2,088円、歳出総額1億8,216万9,903円となり、差引額2,185円を翌年度へ繰り越したところあります。

次に、議案第273号平成20年度赤平市介護サービ

ス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。平成20年度の愛真ホームの短期入所者は70人、施設入所者は66人でありました。また、地域包括支援センターにおける介護認定調査件数は延べ173人、サービス計画費請求件数は延べ1,239人となっております。赤平市介護サービス事業特別会計の執行の結果につきましては、歳入総額2億7,174万3,834円、歳出総額2億1,021万9,530円となり、差引額6,152万4,304円を翌年度へ繰り越したところあります。

次に、議案第274号平成20年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

70ページをお願いいたします。平成20年度末の第1号被保険者は4,979人、要介護認定者は750人となったところであり、介護予防事業として平成20年度より通所介護予防事業の運動プログラムを社会福祉協議会に委託し、認知症の相談も増加傾向にあることから認知症サポーター養成講座を開催したところあります。赤平市介護保険特別会計の執行結果につきましては、歳入総額11億5,088万2,656円、歳出総額11億3,420万1,590円となり、差引額1,668万1,066円を翌年度へ繰り越したところあります。

次に、議案第275号平成20年度赤平市水道事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、10ページをお願いいたします。平成20年度赤平市水道事業報告書であります。主な建設改良事業といたしまして、見晴送配水管布設がえ工事、主配送水管布設がえ工事、次垂塩、PAC注入設備取りかえ工事、主配送水ポンプ高圧電磁接触器更新工事などを実施しております。給水収益は、料金改定による増収を見込んだものの、景気低迷の影響等により減少し、一般会計補助金が増加したため、水道事業収益全体では前年度比1,446万8,514円の増加となったところあります。営業費用につきましては、節減などにより減少となり、水道事業全体としては前年度比2,744万3,959円の減少、収支差し引き

では6,513万2,419円の純利益となったところであります。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきましてご報告申し上げます。

(1)、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は3億4,652万2,300円となっております。次に、支出であります。第1款水道事業費用は2億7,749万9,577円となっております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は9,126万538円、支出の第1款資本的支出は1億3,674万5,860円となっており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,548万5,322円は、減債積立金2,321万9,946円、過年度分損益勘定留保資金2,226万5,376円で補てんいたしました。

以下、財務諸表でございまして、5ページは損益計算書、6ページは剰余金計算書となっております。また、7ページの剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金が1億6,286万2,391円、減債積立金が6,513万2,419円となり、これによって翌年度繰越利益剰余金は9,772万9,972円となっております。8ページ、9ページは貸借対照表であります。

議案第152号平成20年度赤平市病院事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

11ページであります。平成20年度赤平市病院事業報告であります。内科医師の退職により午後外来の休止や看護師の早期退職により人員不足となり、病棟を休止した影響などで入院、外来患者が大幅に減少し、医業収益が対前年度比で1億3,129万円の減少となりました。

費用につきましては、行政改革の推進による早期退職の増加及び退職者不補充による職員の削減、給与のマイナス改定などにより給与費を中心に前年度比で1億8,709万5,000円の減額となりました。患者数につきましては、入院で対前年度比1万372人の減、外来では1万4,895人の減となっております。資本的事業につきましては、透析センター新設に伴

う建物及び透析装置の増設等を図っております。

前に戻りまして、1ページ及び2ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益としまして決算額23億1,909万5,871円、支出の第1款病院事業費用としましては決算額27億265万8,709円であります。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入としまして決算額1億7,827万8,000円、支出は第1款資本的支出で決算額2億5,382万2,355円あります。下段に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額7,554万4,355円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額582万571円で補てんし、6,972万3,784円は一時借入金で措置したところであります。

以下、財務諸表であります。5ページ、6ページは損益計算書で、6ページに記載のとおり当年度純損失は3億8,811万3,442円あります。7ページ、8ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書、9ページ、10ページは貸借対照表であります。10ページに記載のとおり当年度未処理欠損金は36億4,314万6,452円となっております。

以上、議案第265号から議案第276号まで一括ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第265号、第266号、第267号、第268号、第269号、第270号、第271号、第272号、第273号、第274号、第275号、第276号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

(「ちょっと」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

---

(午後1時10分 再開)

○議長(獅畑輝明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(獅畑輝明君) 市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 先ほど提案説明いたしました議案第276号平成20年度赤平市病院事業会計決算認定につきまして、訂正をさせていただきます。

決算書の11ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業報告であります。内科医師の退職により平成19年度より休止しております午後外来再開の見通しが立たない状況となるなど、病床を40床削減した影響等により入院、外来患者が大幅に減少し、医業収益が対前年度比で入院、外来合わせて12ページの表のとおり2億6,292万7,000円の減収となったところであります。医業費用につきましては、職員給与の市独自のマイナス改定などにより給与費を中心に前年度比5億7,735万6,000円の減額となり、過去の不良債務解消分として一般会計より総額3億円が繰り出しされたことにより、左の文面になりますが、純利益は9,300万9,000円となったところであります。さらに、公立病院特例債13億8,220万円の借り入れを行ったことにより、結果として不良債務額は14億74万1,000円となったところであります。資本的事業につきましては、医師確保対策として医師住宅の改修等を行っております。患者数につきましては、入院で対前年度比9,086人の減、外来では1万8,324人の減となったところであります。

前に戻りまして、1ページ及び2ページをお願い

いたします。決算報告書の内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益としまして決算額21億8,716万8,352円、支出の第1款病院事業費用としましては決算額20億9,089万7,510円であります。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入としまして決算額15億4,918万7,000円、支出の第1款資本的支出の決算額は2億496万7,460円あります。資本的収入が資本的支出を大きく上回った要因であります。前段でも述べました公立病院特例債の借り入れによるものであります。

次に、財務諸表であります。5ページ、6ページにつきましては損益計算書で、6ページに記載のとおり当年度純利益は9,300万9,234円あります。7ページ、8ページ、こちらは剰余金計算書及び欠損金処理計算書、9ページ、10ページにつきましては貸借対照表であります。10ページに記載のとおり当年度未処理欠損金は35億5,013万7,218円となったところであります。

以上のとおり訂正し、ご審議賜りますようお願いいたしますとともに、訂正に関しましておわびを申し上げます。

---

○議長(獅畑輝明君) 議案第265号、第266号、第267号、第268号、第269号、第270号、第271号、第272号、第273号、第274号、第275号、第276号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市勲君、太田常美君、林喜代子さん、植村真美さん、若山武信君、谷田部芳征君、宍戸忠君、五十嵐美知さん、以上8名を指名いたします。

---

○議長(獅畑輝明君) 日程第25 これより一般質

問を行います。

順次発言を許します。

質問順序 1、1、政権交代による市政運営について、2、病気予防対策について、3、省エネ化対策について、4、公的施設のガス供給について、議席番号 1 番、五十嵐美知さん。

○1 番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 の政権交代による市政運営について、①、09 年度補正予算と当市財政面への影響について伺います。このたびの第 45 回衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、本日鳩山政権のいよいよスタートでございます。日本は、政権交代という政治の大きな節目を迎えることになり、それはそのまま自治体運営にも、市民生活にも直接影響してくるのではないかと思います。こうした時代の大きなうねりの中で新政権に望むことは、地方がこれ以上疲弊しないよう願うとともに、国民生活を安定させるさらなる経済対策と、国際社会の中で動揺させない使命、さらには性急な実績づくりで混乱を招くことがないように丁寧な説明責任が求められると思いますが、市長はこの点どのようにご見解お持ちでしょうか、初めに伺っておきたいと思ひます。

さらに、今回の国政選挙で市民の皆さんの一番気になるマニフェストを通し、市民福祉の増進に向けて今後市政のかじ取りをどのように行っていくとされるのか、以下の点について伺いたいと思ひます。今回の衆院選の焦点になりました地方分権、そして新しい国の形を探る意味からも地域主権型道州制がクローズアップされましたが、市長は今後の地方自治の将来像をどのように認識されておられるのか伺っておきたいと思ひます。

さらに、新政権の是正の焦点は、ガソリン税などの暫定税率を廃止し、直轄事業負担金の廃止などを通して、道路整備の水準を維持するとしています。また、公共事業の見直しや削減で高速道路の無料化の財源に充てるなどでは、当市の建設業などの関係者も死活問題にかかわるとして、この先の動向を注

視している状況にあります。そこで、このガソリン税の廃止が実施されましたら、当市への財政面に与える影響についてと、公共事業の見直しや削減については地元業者への影響も出てくるのではないかと危惧されておりますが、当市行政としてこの点どのような認識でおられるか伺いたいと思ひます。

社会保障分野では、市町村単位の国保を都道府県単体に再編し、後期高齢者医療制度と一体化していくという方向のようですが、後期高齢者医療制度は導入からまだ 2 年足らずの中で市民、行政に混乱は起きないのかどうか、こうした施策の転換が与える市民生活への影響について、当市行政としてもこの点どのように受けとめられるか伺いたいと思ひます。

さらに、子育て支援策の目玉として、子ども手当の創設があり、これらの実施の財源の考えとして所得税の配偶者扶養控除の廃止などを挙げていますが、当市にはどのぐらいの対象者がおられるのか。また、この先に実施されるであろうと期待されておりました子育て応援特別手当や介護従事者処遇改善などの当市対象者についても支給が微妙になっているのではないかと危惧されていますし、何よりも新政権が掲げた政策実行のため、まず今年度補正予算の執行を凍結する方針を示していますが、新経済対策そのものも危ぶまれるのではないかとと思ひますが、もう既に凍結になったものはあるのでしょうか。

さらに、前段で申し上げましたことなど含め、新政権の政策により当市への財政面などに対し、今後どのような影響が考えられるか、あわせて伺っておきたいと思ひます。

そして、産業分野での看板政策は農業で掲げている戸別所得補償制度ですが、農業の集約化、大規模化を目指してきたこれまでの農政の大転換になりますことから、今始まったばかりの水田フル活用で食料自給率向上を目指す農家の生産意欲を促す施策の整合性とあわせ、当市の農業は米づくりが主であり、これまでも米の生産調整、減反ですら難航している状況でしたが、米や麦、大豆などの主要作物にも生産数量目標を設定し、それに従って販売農家を対象

に販売価格が生産費を下回った場合に差額を税金で補てんする、いわゆる所得補償を行うとしています。多品目に及ぶ計画経済的な生産が今後果たして可能なのかどうか、また多くの農家がつくりたいものをつくれなくなるおそれはないのかなどがございませう。そこで、本市農業の現状を踏まえ、今後の影響について行政としてどのような認識でおられるか伺いたいと思います。

次、2点目の病気予防対策について、①、乳がん検診受診率向上について伺いたいと思います。女性特有のがんの一つですが、2年前の7月に「余命1ヶ月の花嫁～乳がんと闘った24歳最後のメッセージ～」が放送され、大反響を呼びました。それに関した本が刊行され、たちまち40万部を突破し、映画も完成し、ことし5月9日から全国で公開され、大変な反響を呼びました。その主人公が長島千恵さんです。若年性乳がんについてもっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくない、これは乳がんを発症し、24歳6カ月で生涯を閉じる、その瞬間まで人を愛し、人に愛され、人を支え、人に支えられた長島千恵さんの遺言でございませう。

がんは、我が国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死者数は年間30万人を超える状況であります。しかし、診断と治療の進歩により一部のがんでは早期発見、早期治療で完治が可能となってきました。がんによる死亡者を減少させるには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であると言われております。特に女性特有のがん検診については検診が低い状況にあり、その中でも乳がん検診が約18%ぐらいと、最も低いわけであります。そこで、経済危機対策の中で女性が安心して社会の中であって健康で活動していただくことは、ひいては社会、家庭、職場の活力につながるとし、特定年齢に達した人を対象に無料検診のクーポン券が発行され、受診検診のきっかけになっていくと期待されております。

本市におきましては今年よりスタートしてございませう。

受診については滝川、砂川市まで行くこととなりますが、そこで乳がん検診のさらなる受診率向上のために、市民の皆様がいつでも受診検診がしやすいように市立赤平総合病院のレントゲン室にマンモグラフィーなどの設置で、乳がん検診の実施はできないものでしょうか。特に若年性乳がんは増加の傾向にありますので、早期発見、早期治療で完治するとされておりますので、積極的な啓発活動を含め、マンモグラフィー検診にあわせて乳房エコーなども取り入れながら取り組むことは病院の収益にもつながると思います。一つには、取り組み次第ではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

次、②の新型インフルエンザ本格流行と本市の取り組みについて伺います。国内の新型インフルエンザの発生が広がりつつあります。9月1日の新聞報道にもありましたように新型インフル、利尻の保健師死亡という道内初の新型インフルに関する犠牲者が出たところでありますが、昨日沖縄でも慢性疾患以外の患者さんが亡くなったとの報道があったばかりで、本格的な流行になってきている状況にあるのではないのでしょうか。全国的に感染は広がり、糖尿病などの持病を持つ死亡例や重症例の報告が相次ぎ、一方で入院例では健康な人や未成年などの患者が大半を占めることが改めて確認され、厚生労働省はだれもが重症化のリスクを持つと警戒してあります。新型インフルエンザが国内で発症した当初、国は感染拡大を防ぐため発熱外来を設けて、特別な病気として治療する方針をとりました。しかし、厚生労働省は6月19日、新型インフルエンザ対策の運用指針を改定し、一般診療に変更し、多くの人が受診しやすくなった一方で、持病で免疫力の弱まった高齢者や妊婦、乳幼児の高リスク者への対応が課題となってきました。特にこれから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場などの対策も急がれるわけですが、本格的な流行が早期予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用しないのではないのでしょうか。感染の早期発見や拡大の防止に自治体がどのように取り組むのか。想定外をなくし、

冷静な対応が求められると思います。そこで、当市における国、道や医療機関との連携した情報の共有や機動的連帯、連携体制についてと、さらに基本的予防のための市民、地域、事業者などへの啓発活動についての状況や、また重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児の高リスク者対策とあわせ、介護福祉施設、学校現場、保育現場など集団感染を防ぐ予防対策や流行の際の取り組みなどについて、この点既に進められている部分はあるかと思いますが、現状と今後の対策など取り組みについてお伺いいたします。

大綱3の省エネ化対策について、①、街路灯、防犯灯などのナトリウム電球切りかえのさらなる取り組みについてお伺いいたします。この表題の件につきましては、昨年9月議会で質問させていただきましたので、今後のさらなる取り組みについて簡潔にお考えをお伺いいたします。

街路灯につきましては、市が管理しています道路照明灯は水銀灯が多く、紫外線の強さから夏はマイマイガなどの大量発生で、ここ数年市民生活に不快な影響を与えてきましたが、先月から国の今年度補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用していただき、市内全域に及ぶ約750基のうち300基ほど省エネ化を図る取り組みとしてナトリウム電球にかわりました。紫外線の弱いナトリウム電球には本当にマイマイガは寄ってきませんし、消費電力も少ないですから、地球温暖化防止のため、省エネ化にもつながり、切りかえは時にかなった取り組みと思います。また、未執行の部分について今後どのように取り組まれていかれるのかお考えをお伺いしたいと思います。

さらに、防犯灯につきましてもナトリウム電球があるようですので、取り組みの必要があるのではないかと思います。水銀灯と同じで、紫外線の強い白熱球、蛍光灯などですので、やはりマイマイガが大量に寄りつき、特に民家の近いところに置かれているところについては、防犯灯がなぜ自分の家のそばにあるのかなどとご意見もいただいているところがございます。あるいは、電気を切っているところも

ありますので、今後省エネ化を目指す意味からも行政として防犯協会、町内などと連携して、ナトリウム電球などに切りかえていくことについては、消費電力の兼ね合いからも計画を立て、進めるべきではないかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

4点目の公的施設のガス供給について、①、市内事業所との連携について伺います。当市におきまして、燃料でありますガスの販売を地域で営業されてきた事業所の方々が現在相次いでガスの営業廃止をされている状況にあります。大手企業が参入し、その後を引き継ぎ、公的施設などのガスの供給がされておりますが、時代の流れの中では避けられないのかもしれませんが、そこで、大手企業の当市のガス販売への参入についてですが、これまでのガス販売店が公的施設へのガス供給の条件も含め、大手企業と契約されているのか、あるいは販売店や大手企業から行政に相談があって現在の状況に至っているのでしょうか。また、公的施設のガス供給につきましては、当市で現在もガス販売している事業所もありますことから、市内業者を支えるという観点から協議はされているのか、また連携はとられているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

以上、1回目終わります。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 初めに、政権交代による市政運営についての特に財政面への影響について私のほうからお答えをさせていただきます。

このたびの選挙につきましては各党がマニフェストを掲げた中での選挙戦となりまして、投票率も前回を上回っているように非常に国民の関心が高かった選挙でございました。結果は申し上げるまでもなく民主党が政権を担うことになりましたが、国民の審判、300議席の重みというのはしっかりとやはり受けとめていただいて、民主党の掲げました特に地域主権の確立を初め、国民生活の安定に向け、私は全力で取り組んでいただきたいというふうに願っているものでございます。特に私ども地方自治体の立場から申し上げますと、マニフェストの中で国と地

方との協議の場を法制化をする、こうしたことを掲げておりますが、ぜひともこの新政権には雇用対策、地域医療福祉対策並びに子育ての支援対策を初めといたします緊急的な諸課題の解決へ向けまして、予算の組み替えを行うに当たってもぜひとも地方との協議の場づくりを早期に実現をしていただきまして、地域の声をしっかりと受けとめ、その声が反映されるよう私どもとしては大いに期待をしているところでございます。

そこで、今後の地方自治の将来像をどのように市長は認識をしているのかという点でございしますが、私は市長に就任して以来一貫して、まちづくりの主人公は市民であると、またみずからのまちはみずからつくる、こういうことを申し上げてきておりますが、住民が主体的に考え、決断し、そして行動する社会づくり、住民によって形づくられるものがまさに地域主権型社会であるというふうに考えております。市町村である基礎自治体は地域の実情を知る地域住民自身がつくり出すものでありまして、道はそれを補完し、国は国家として果たすべき役割に限定すべきでありまして、地域主権型社会を築くことがやはり地方自治としての私は将来あるべき姿ではないかというふうに考えているところでございます。

個々のご質問がございました。まず、ガソリン税等のいわゆる暫定税率の廃止による影響、それから公共事業の見直しによる影響等についてでございますが、暫定税率が廃止になった場合、本市における影響額は21年度ベースで試算をいたしますと約4,300万円となります。しかし、仮に廃止となった場合は、一方では地方交付税の基準財政収入額から減額となりますので、事実的な影響額というのは、やはり具体的に示されない状況の中では、正直言ってなかなか予想がつかないというところでございます。

また、国の大型直轄事業、さらに公共事業の見直しでございますが、私は地域の事情というものを十分に考慮の上でやはり検討されるべきものであるというふうに願うものでございます。

また、後期高齢者医療制度に関してのご質問でござ

いしますが、正直申し上げまして、私どももどのような制度、仕組みをつくろうとしているのか正直まだ不透明な段階でございますので、お答えしにくいところではありますが、いずれにいたしましても新たな制度が創設される場合はやはり混乱起こさぬよう進めてもらわなければならないというふうに思っているところでございます。

次に、子ども手当の支給に関連いたしまして、所得税の配偶者扶養控除の対象者についてのお尋ねでございますが、マニフェストを見ますと、対象者は一般のみというふうになっておりますが、改めて見ますと、高校生、大学生などを対象とする特定扶養控除、老人扶養控除、さらに障害者扶養控除は含まないと。したがって、こういう方を除いた一般のみの控除を廃止をするという考えのようでございますが、本市といたしましてはこれに該当する方は2,925人というふうに現在のところとなっております。

農業問題でございますが、本市の農業はご承知のように安心して安全な米づくりに取り組むほか、産地づくり交付金の活用によって最近では複合経営も行っております。このたびのマニフェストの中で農業者の戸別所得補償制度を掲げておりますが、これも正直言って詳細な内容がまだ私どもも把握し切れておりませんので、今の段階においてはなかなかこれもお答えしにくいということでございますが、しかし何といたってもやはり五十嵐議員と私ども同じ考えでありまして、農業者の生産意欲を促すような施策であってほしい。後継者対策、将来展望のある政策をぜひとも私どもとしては期待をしたいというふうに思うところでございます。

最後になりますが、今年度の経済対策の関連補正予算を執行停止にするという話もございしますが、現段階におきましては国からこうした動きは今のところ私どものほうにはございません。予算の全面組み替えや制度の廃止あるいは転換などが今後どのような内容で進められていくのか、私どもとしてはその動向に注視をしまわなければならないと見做し、冒頭申し上げましたように早期に地方との協議の場を

法制化をしていただくと、法制化は少し時間かかりますが、できるものは法制化以前でもこうしたことをやっていただくべきだというふうに私自身は考えておまして、大いに議論を深めて、国民に対して十分にやはり情報を提供しながら、政策の内容を位置づけていただくということを期待しているところでございます。私ども小規模自治体といたしましても過疎地域なりに農業を初め、日本を支える重要な役割を担っているわけでありまして、その認識のもとに地方に住む住民の暮らしを守る、そして地域を活性化する取り組みに対しまして、市長会一丸となってやはり要望してまいらなければならないというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 大綱2、病気予防対策について、①、乳がん検診受診率向上についてお答えいたします。

国の経済危機対策の一環として本年度実施されております女性特有のがん検診事業の乳がん並びに子宮がん無料検診事業につきましては、該当される方々に受診用クーポンを発送し、制度の有効活用を図っていただくために受診勧奨を行っているところであります。この制度は、ご質問の中にもありましたようにがん検診の受診率が低い中、特に若年層の受診率が低いことから、受診するきっかけづくりに大いに寄与するものと認識しており、制度の趣旨を生かした中で該当される方々が多数受診されることを期待しているところでもあります。今後も各種がん検診の受診率向上に努めてまいりますとともに、この無料検診制度が来年度以降も継続され、それによりがん検診への関心が高まり、受診率の向上につながることで、がんが撲滅されていくことを切に願っているところでございます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 引き続きまして、大綱の2、病気予防対策について、①、

乳がん検診受診率向上についてお答えいたします。

近年乳がんによる死亡者率は増加しており、マンモグラフィー検査の重要性は広く求められております。市立病院もその認識に立ち、マンモグラフィー装置の設置の必要性は十分認識しております。しかしながら、導入費用は2,500万円を超える高額機器であり、滝川保健所にて確認したところ、平成18年、19年度はマンモグラフィー装置の購入に対する助成がありましたが、あくまでも当該年度の緊急整備事業であり、現在は購入費の助成はございません。当市の乳がん検診を受診希望される方の中には子宮がん検診もあわせて受診を希望される方が多く、産婦人科医がいない現状では実際乳がん検診のみを受診希望される方がどのくらいいらっしゃるのかという懸念もございます。乳がん発症率の増加、特に若年性乳がんの増加も十分認識しており、国でもマンモグラフィー検査の必要性を唱えておりますが、今後の受診見込み数の把握、現在の委託契約先との関係、所管の担当課との調整を行いながら、採算を十分考慮した上で検討してまいりたいと思います。また、乳房エコーにつきましてもマンモグラフィーによる乳がん検診の実施にあわせ、現在保有しているエコー装置で使用可能かどうかを調査し、検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） ②、新型インフルエンザ流行と当市の対策についてお答えいたします。

新型インフルエンザが国内で蔓延し、弱毒性とは言われておりますが、慢性呼吸器疾患、糖尿病などの基礎疾患のある方々においては重症例や死亡例も発生しております。また、ご質問の中にもございましたが、昨日沖縄県では、直接の死因はクモ膜下出血ではございましたが、持病のない20代の女性が死亡しており、頻度は低いものの若年層でも重症化するおそれがあるものとされています。道内におきま

しても集団感染が発生しており、市内におきましては、まだ集団感染の報告はありませんが、A型インフルエンザの感染者が散発的に発生している状況となっております。現在は、集団感染が発生した場合と入院患者が発生した場合のみが**医療機関から保健所へ感染者発生状況の報告が求められている**だけであるため正確な感染者数などは確認できませんが、国内においては急速に感染が拡大し、本格的な流行期に入っているものと推測されております。また、感染者の検体の確定検査を実施していないことから、A型感染者のすべてが新型インフルエンザに感染しているとは言えませんが、この時期にA型ウイルスに感染していることは新型インフルエンザに感染している可能性が高いものと考えられております。

市では、新型インフルエンザの発生状況の確認、予防等の対応策を協議するため、関係部署による新型インフルエンザ連絡会議を立ち上げており、市内で感染が拡大してきたときには、対策本部に格上げをした中で、全庁的な対応を図っていくことを予定しております。今後10月には感染のピークを迎えることが予測されていることから、介護健康推進課にインフルエンザ相談窓口を開設し、市民に対し、引き続き感染予防知識の周知を図るとともに、感染への不安解消と感染予防に関する相談を受け付けるとともに、関係機関と連携を進めながら、学校、幼稚園、保育所に殺菌消毒に効果のある薬用石けんを配付し、手洗いとうがいの徹底により集団感染の防止に努めており、介護福祉施設などにつきましても集団感染が発生しないよう感染防止に協力していきたいと考えております。また、基礎疾患のある方や妊婦、乳幼児、さらには高齢者など感染リスクが高い方につきましては、今後実施が予定されておりますワクチン接種が感染予防に有効であると考えられていますことから、予防接種を積極的に受けるよう周知してまいりますとともに、冬を迎えていくに当たりましては季節性インフルエンザの流行も見込まれることから、手洗い、うがいの励行など個人における感染予防対策を周知しながら、引き続き感染防

止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 引き続きまして、②、新型インフルエンザ本格流行と当市の取り組みについてお答えいたします。

現在新型インフルエンザはA型インフルエンザに属し、新型かどうかのPCR、遺伝子増幅検査は8月10日以降集団感染が疑われる場合にのみ保健所に検体を持ち込み、実施するということになっております。現在は、通常のインフルエンザ患者と同様の診療体制をとっております。入院が必要な場合には、まず滝川保健所に連絡し、砂川市立病院の感染病床に搬送することとなっております。あわせて、当院でのインフルエンザの拡大、蔓延の防止に向け、一般外来、小児科外来いづれに対しましても通常の外来受付とは別に待合室を設け、対応看護師も通常の外来とは別に対応させていただき、**蔓延防止に努めるとともに、新型の疑いのある患者に対しても適切に、また迅速に診察、処方させていただいております**ので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱3、省エネ化対策について、①、街路灯、防犯灯などのナトリウム電球切りかえのさらなる取り組みについてお答えさせていただきます。

当市で管理しております道路照明灯は750基ほどあり、その大半が水銀灯でありましたが、ナトリウム灯の耐用年数、消費電力量などを勘案したライフサイクルコストの観点及び水銀灯より虫が寄りにくいなどの特徴からナトリウム灯の有効性が認識され、その導入を検討してまいりましたが、このたび国の経済対策である地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用により、ランプ交換により多くの省エネ効果等が見込める水銀灯のうち200ワット以上のナト

リウム灯110ワットと180ワットへの交換を対象となる329基ほぼ完了している状況でございます。これにより交換したものは、平均で46%ほど電気料金等の削減効果があり、年間300万円程度の経費削減が図られるものと考えております。今後の取り組みへの考えでございますが、今回交換をしておりません水銀灯200ワット未満の約350基につきましても経済性や虫対策の観点から交換することは有効と思われませんが、大半が100ワット以下であるため構造上ランプの交換での対応は困難であり、器具そのものを交換しなければならないため、費用対効果などから多くの対応は難しいものと思われませんが、設置状況などを考慮しながら、実施に向けて検討をしております。また、町内等で管理をしている防犯灯の交換につきましては、地域の声を反映して対応していくと同時に、経済的な負担も考慮しなければならないことから、今後の検討課題として取り組んでまいりますので、ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱4、公的施設のガス供給について、①、市内事業所との連携について申し上げたいと思います。

ガスを利用している公的施設の状況でございますが、道営住宅を含めた市営住宅など3,071戸のうち1,221戸が利用し、そのほか各小中学校、東公民館、給食センター、愛真ホーム、市立病院などが利用してございます。それぞれ施設ごとに契約してございますが、すべて市内に事業所のある業者との契約になってございまして、そのうちガスの供給が大手の別会社となってございますものは6社のうち3社となっております。みずから供給している業者のうち1社につきましては、ガス事業をやめた事業所がありましたことから、最近市内に営業所を構えられ、その移譲を受けられた大手の事業所でございます。

ご質問の公的施設へのガス供給を条件といたしまして移譲しているかどうかにつきましては承知しておりませんし、代理店として事業を変更するとし

ての届け出は、事業自体継続してございますことから特に要さず、特段今のところ相談はございません。しかし、市営住宅等は24時間体制で管理できるなどを条件として選考され、供給業者と自治会で契約してございますし、また他の施設につきましてもガス機器をリース契約していることから継続して契約しているところでございます。今後につきましても、24時間体制で管理できるなど安全性がしっかり確保できる市内の事業所との契約ができますよう関係各課に改めて周知してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまそれぞれお答えいただきまして、おおむね理解させていただきました。何点かさらなる取り組みも含めて、申し上げたいと思います。

今後の国と地方の姿を示す地域主権型道州制についてですけれども、今回の国政選挙での我が公明党としてのマニフェストでも取り上げさせていただき、全国知事会においては高く評価していただきました。その主な内容としては、市長もお答えにありましたように中央主導で地方が疲弊していて、地域格差が生まれ、未来が描けるのか不安があるのが地方の現状だと思います。全国一律な規格で、国主導で地方をリードするのがいいのか、曲がり角に立っていると思います。地方分権改革の意義もまたここにあるわけですけれども、そこで道州制を視野に置かなければ地方分権も進まないとの観点から、国民が構成員の中央政府と住民が構成員の地方政府、それぞれの主体がどのような関係性を持ち、調整していくのか、地方への権限移譲は移譲される権限と仕事に見合う財源措置をセットで講じなければならないとして、出先機関、また直轄事業負担金の廃止、分権会議の考えとしては、中央政府と地方政府が対等の立場で議論する場として、地方が開権、提案権などの権限を持ち、税源配分は1対1との考えであります。このような観点からも、新政権も同じような方向に向かうと思いますので、そのためにも地方自治



がしっかりと責任の持てる未来のまちづくりを視野に入れるには、市民と対等の立場に立っていく努力が行政にとって今まで以上に必要ではないかと思えます。その意味では、市民との意見交換の対話こそが一番の武器になってくると思えますので、この点さらによろしく取り組んでいただきたいと思います。

また、新経済対策で現在凍結は指示されていないとのことですが、前政権の新経済対策で予算化されました子育て応援特別手当につきましては、当市は今議会でも補正予算として盛り込まれておりますが、今後は新政権としても執行前にして凍結などしないと思えますけれども、第二弾の介護施設従事者処遇改善、これにつきましては今後取り組まれて当市もいくと思えますけれども、これも新政権にあっては凍結も心配されるわけですし、市長、ぜひ当市の介護現場で働く人のためにも、地方から現場としての声をしっかり上げていただきたいと思います。

また、子ども手当ではゼロ歳から中学3年生まで1人2万6,000円で、当市の対象者数は、伺ったところでは8月の段階で約1,166人ぐらい、導入当初は2万6,000円ではなく、半額の1万3,000円ということですから、総額約1,515万8,000円が当市の子供家庭に配られます。その後では2万6,000円ですから、その倍の約3,000万以上が対象家庭に行くということになります。その予算は、国では5兆3,000億円という巨額な財源が必要と言われております。手当てされる財源は現段階で、先ほども答弁にありました所得税配偶者控除、扶養控除の廃止では1兆4,000億円としています。残る3兆9,000億円はどうするかは不明でありますけれども、とてもそこで不安を感じるのには私だけではないと思えます。また、所得税配偶者控除、扶養控除廃止では、当市の対象者は2,925人ぐらいということですが、この方々と中学生以下の子供さんのいないところについては増税になるおそれがあるということですので、当市市民生活にも大きな負担増になるのではないかとわ

れます。さらに、現行の児童手当では国、道、市の負担割合もあると思えますが、子ども手当では負担割合はどうか、このこともとても気になりますし、今後の不安材料の一つとして危惧いたします。新政権に望むのは、税負担と受益であります福祉施策のあり方についても国民的議論が必要でありますし、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

また、新型インフルエンザ対策では、沖縄で慢性疾患以外の患者が亡くなったとの報道がありました。本当に甘い予見ではられません。また、昨日も、さっきの質問でも言いましたけれども、沖縄の方が亡くなったということですので、大変厳しい状況になってきていると思えます。また、弱毒性とはいえ、感染が早いようですし、予防対策は後手に回らないように、答弁にもありましたように、市民の皆さんに薬用石けんでの手洗いとか、またうがいなどの徹底を図るべきではないかと思えます。9月広報では数行の案内は載っておりましたが、しかしあれだけでは不十分だと思います。また、町内の回覧板を使って回ったようでもありますけれども、理解は余りされておられませんので、緊急性のある見出しなどをつけて、目につくよう工夫したチラシを作成して全戸配布するなど早急に取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひこの点実施していただきますようによろしく願いいたします。課長、よろしいでしょうか。

乳がんにつきましては、現在20人に1人が罹患しているデータもあり、早期発見、早期治療でほとんどが治るがんと言われておりますので、当市でも本当に取り組んでいただきたいと思います。乳がんについての正しい知識を持っていただくためのセミナー、これについてはピンクリボン運動として実施している団体もあります。私がつけているピンクリボン、これがJ. P O S Hの団体で配られているバッジですが、こうやって一人でも多くの乳がん患者をなくして、がん撲滅を目指しております。また、20歳になったらお祝いの検診とか、さらに先ほども質

問で言いましたけれども、身近な病院での受診検診なども含め、この点今後本当に検討していただきたいと思っておりますので、市長、どうぞよろしくお願いいたします。

これで質問は終わりたいと思っておりますけれども、2回目に話した中でコメントがあればいただきたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。なければ終わりたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） ございますか。

いいですか。

○1番（五十嵐美知君） ええ。ないようですので、終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序2、1、市立赤平総合病院の今後について、2、第5次赤平市総合計画について、3、市職員の不祥事件再発防止対策について、4、新型インフルエンザ感染拡大への対応策について、議席番号2番、若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づきまして質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、大綱の1、市立赤平総合病院の今後についてであります。①、年度内での経営改善の見込みと対応について。市立赤平総合病院の経営内容は、毎月社会経済常任委員会にて報告されておりますが、7月までの経営状況を見ると、依然として**内容が好転せず、収益や患者数の実績は計画に対して隔たりのある状況にあり、これから先の経営内容に不安が持たれます。事の重大さに市議会としても、行財政改革調査特別委員会に移行して対応することとなったところ**であります。平成21年度に向けての**予算審議では、病院経営の救済を大きな柱として十分な議論を行い、一般会計からの多額な繰り入れにより早期に経営安定となるよう配慮してきたわけ**ありますが、21年度においては上半期を待たずしての段階で、またしても年度内赤字の兆しがあらわれているわけでございます。現在予算計画と実施計画との間に月々差異が生じており、所管の委員会でもいろいろと説明があり、議論もされておりますが、今

日定例会の場で改めて質問させていただきたいと思っております。

そのイとして、医師、看護師確保対策についてであります。医師、看護師確保対策が理事者を初め病院ぐるみの取り組みや努力により他の自治体病院よりは軌道に乗ってきているようではありますが、医師の定着率や看護師確保なども含め、現状はどのようでしょうか。また、医師の要望に応じ、住宅政策も進められておりますが、進行状況も含め、お願いたします。

ロとしまして、看護師の接遇状況についてであります。看護師の接遇状況についても所管の委員会などでいろいろ議論が繰り返されてきましたが、改善指導への対応と現状はどのようなのか。また、患者の反応なども把握していればお聞かせください。

ハとして、透析事業の見通しについてであります。透析事業を始めるときには、経営改善対策の目玉として提案がなされ、定例会や所管委員会の中でも幾多の議論がありました。大変期待されたはずの事業がいまだに思わしくありません。この見通しの甘さは何だったのか理由を明確にし、今後の考え方を示していただきたいと思っております。

ニ、常勤医の受け持ち患者数のバランスについてであります。医師にとっても、患者にとっても大きな信頼関係で結ばれているので、医師1人当たりの患者数の平準化は大変難しく、今後の大きな課題となるわけですが、医師の過重労働と患者の待ち時間解消のために、そしてひいては営業収益に大きく関係していただくに、この問題の解決は大変なことでもあります。しかし、対応が難しいだけに、慎重を期さなければなりません。考え方があればお聞かせください。また、最も重要なのは病院経営において短期間の間に計画と実績に差異が生じていることであり、その最大の原因は何なのか、年度末までに最大どれくらいの累積赤字が想定されるのか、またその数字が年度内に改善される見通しがあるのかどうかお尋ねいたします。

②、今後の赤字解消対策についてであります。い

ろいろな要素が重なり、赤字がふえ続けているわけですが、どこでそれが断ち切れるのか、いつまでも疑問であります。年度内での赤字解消対策には難しさが感じられますし、次年度以降にも大きく影響する問題も派生してくると思われまますので、その対策はどう考えているのでしょうか。最近近隣自治体病院の赤字経営の報道がなされておりました。自治体病院は、多少の差はあれ、どこも同じ状況と思われまます。高齢化していく当市にとって市立病院存続の必要性は当然理解するところではありますが、自治体が病院の下敷きになるようなことはあり得ないわけであります。いつまでも赤字状況から脱却できない現状から見た市立赤平総合病院について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

③、入院病棟の建替構想についてであります。入院病棟のトイレの男女共同使用解消については、古くて新しい話であります。私も20年前に1年間入院した経験がありますが、そのときも嫌だなという感じでおりました。女性患者にとっては、なおさらなことでございます。以来幾多の患者や家族の方々から苦情が寄せられても、解決できないままになっております。現在近隣の病院でこのような状況下にあるのは当病院だけであり、入院患者数が減少傾向にある最大の理由の一つではないでしょうか。改善が急がれるところでもあります。入院病棟は築40年を經過しており、補修費も増大しているようでありまますし、耐震構造も現在の基準にマッチしていないことも考え合わせまますと、借金の上乗せにはなりまます、損して得をとるという意味では、建てかえたほうが得策であると思っております。ただ、当市の財政事情の中では実質公債費比率を常に念頭に置かねばならず、資金的なやりくりが非常に難しいのだということは理解してはおります。入院病棟の建替構想の見通しについてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

大綱2、第5次赤平市総合計画について、①、今後の産業振興対策についてであります。100年に1度という世界的不況のもとで、日本でも多くの企業

が倒産し、多くの失業者をも出しました。少しは回復状況にあるといいながら、7月における失業率は5.7%であります。不況のもとに当市の経済界も低迷、当市の財政力も低迷しており、財政支援対策も大変難しい状況ではあります。産炭地基金の活用にも規制があり、限度額も決まっております。このままでは、当市の経済界は年を追うごとにますます疲弊してくるのではないのでしょうか。基本計画には、①、活力に満ちた魅力あふれる工業の振興、2つ目には触れ合いのある商業の町並みづくり、3つ目には特色を生かした農林業の基盤強化、4つ目には地域を支える建設産業の振興、5つ目には個性と元気を生む観光づくりなどをうたっておりますが、これらはあくまで計画であり、理想とされる目標であるわけであります。現実を見るときに、産業部門のすべてにわたり厳しさが覆いかぶさっているかの感じがいたしますし、工業を中心とした企業が特に苦しい経営を余儀なくされているのではないのでしょうか。雇用の確保を優先し、工業を中心とした部門に力点を置いた施策が必要であると思われまます。平成19年、20年は物づくりのまち赤平市にとって産炭地基金は大いに役立っており、この制度はこれからも続けるべきであります、財政面からも今後の見通しについてお尋ねいたします。また、今年度は雇用対策による国の支援策として、このたびの補正も入れまして3度の補正予算により少しは息をついている状況であります、市の財源が乏しくとも企業に活力を与えるための妙案や方策は必要なことでもあります。行政と商工会議所が一体となって知恵を出し、力を合わせていかなければならないと思われまます、行政として将来への計画指導をどうするのか、また当面の支援策などの見通しや展望についてお聞かせください。

②、人口増加対策についてであります。第5次赤平市総合計画が出されましたが、この計画の中で最も大切であり、一番心配されるのが当市の人口増加対策ではないのでしょうか。どこの市町村でも少子高齢化で人口減に悩まされ、特に農村、漁村では後継

者不足ということもあり、ゆゆしき問題となっております。当市の将来人口は、これまでの人口推移をもとに算出し、平成20年度1万3,716人から、10年後の平成30年度では減少率を25%とした場合1万238人となっております。しかし、総合計画では減少率を15%にとどめ、1万1,600人を目標人口としており、この計画を達成することは容易なことではないと思います。人口増加対策は、総合計画の根幹となりますので、この計画の早期実施は最優先に取り組まなければならないことではないでしょうか。

基本計画には人口増の具体策は提示されておられません。以下のことも一つの参考となるのではないのでしょうか。過去において若いカップルの住宅探しでは、気に入った住宅が見当たらず、他市に移ってしまうケースが多く見受けられ、今までに大変な損失を招いてきたと思われ。今の若い人たちにとって住宅はふろつきであり、トイレは水洗化が常識なわけですが、そのような公営住宅は入居倍率が高く、抽せん漏れにより、職場が市内にあるにもかかわらず、やむなく他市へ転居となるわけがあります。市民にとって抽せんは公平、平等でなければなりません。人口減がここまで来ますと、原則論ばかりでは進化がないのではないのでしょうか。今各地方自治体が独自の知恵と工夫で取り組んでいる人口増加対策が新聞、テレビで紹介、報道されています。公営住宅の入居基準、家賃設定の見直しや子育て支援等も含め、条例を改正できるものは改正し、新婚家庭や若い人たちへの優遇措置を図るべきと考えます。新しい家庭ができ、子供が誕生すれば大きな財産であります。他市でやっている例がないのだから取り組めませんではなく、市民を説得しても取り組む価値はあるのではないのでしょうか。

また、雇用促進住宅の譲渡後の活用についてありますが、条例や入居基準が従来の公営住宅法と若干扱いが違うとも聞いておりますが、若い人たちへの優遇措置に対応できれば幸いと存じます。今5階建てのアパートで、エレベーターの設置されていない建物は、ほとんどが敬遠されております。例えば

5階を通常家賃の半額とし、5階から3階までの家賃を傾斜的に安くするとか、また家を新築したときに固定資産税を3年間半額に据え置くという措置がありますが、そのような考え方に立って、赤平市に居住しようとする新婚家庭に対して、一定期間家賃の割引制度や住宅費を補助する優遇措置などの検討も必要なのではないでしょうか。

ともかく若年層の確保が大切ですので、恩典や恩恵があってもよいと思います。これらの施策に加え、子育て支援をすることで若年層の定住や移住に結びつくものと私は確信しております。長野県のある小村、小さい村ですが、小村では少子化対策として住宅家賃の半額実施に踏み切り、若い夫婦が来て、子供も生まれ、人口増に期待しているとのことあります。また、近隣の滝川市では、都市づくりに関する最近の市民アンケート調査によりますと、満足度では快適な住環境が73.6%となり、トップとなっております。公営住宅に加え、民間のアパートも幅広くあることで、当市いわゆる赤平市からの新婚さんが少なからず流出しているという理由になっていることではないのでしょうか。やはり住宅政策だと思えます。当市には民間賃貸住宅数が非常に少ないので、その分だけ知恵と工夫によりカバーをしなければならないと思います。

人口増を考えますと、このたび十数年ぶりに職員採用がなされるわけですが、定年退職となるまで赤平市に在住する決意のかたい人だけを採用することができればとの思いであります。総合計画の中では人口増加についての具体的な対策はなく、よりよいまちづくりをすることにより自然と若年層も定着し、人口減に歯どめがかかると説明がなされておりましたが、重要な課題でもあり、総合計画前段の5年間にもっと積極性のある対応や対策が早期に取り組まれてもよいのではと思っております。総合計画における人口増加対策についての具体的な考え方があればお聞かせください。

大綱3、市職員の不祥事件再発防止対策についてであります。①、再発防止対策の実施に当たって。

このたび市職員による団体会計不正使用という不祥事件が発覚しました。平成17年から長期にわたっての準公金着服であります。財政健全化を目指している本市にとって、また市民にとって、大変遺憾であり、残念な出来事でありました。平成19年から20年にかけて市民全体が何らかの形で犠牲を払い、我慢を強いられ、市職員も大量の人員削減や30%に及ぶ給料削減など多大な犠牲を払い、現在に至っております。特に大幅な給料削減に耐え、市民を代表するかのように歯を食いしばって日夜頑張ってきた市職員の皆さんの胸中を推しはかるときに本当に胸の痛む事件でありました。過日の総務文教、社会経済常任委員会による連合審査会に理事者側から再発防止対策が提起されましたが、すべての解決を見ないままに市長、副市長の処分問題が7月の臨時議会に提案され、処分時期のよしあしをめぐるの討論は記憶に真新しいことであります。そして、今月11日の連合審査会にて全面解決の報告となったところであります。

高尾市長が就任以来2度目の不祥事であり、再発防止対策は万全を期して徹底実施されなければなりません。再発防止対策はつくられました、実施段階ではどのように対応するのが問題であります。このたびの事件は、現金を取り扱うシステムに問題があり、管理システムのずさんさとモラルの欠如による犯罪であります。システムが完全でないと、その間隙を突かれ、よからぬ考えを持つ者につけられるわけであり、罪人をつくらないためにも、仕組みをきちんとつくらなければなりません。モラルの欠如という意味では、教師の教え子に対するわいせつ行為、交通安全を取り締まる立場の警察署員の飲酒運転、最近では大麻汚染が一流大学までも及び、若く優秀な学生が数多く一生を台なしにしております。完全なシステムづくり、日常教育の徹底によるモラルの向上、理事者側による職員資質の見きわめなどいろいろあるわけですが、再発防止対策を実施するに当たり、その取り組みに対する考え方と強い決意のほどをお示しいただきたいと思

います。また、このたびの団体会計運用という準公金取り扱い業務は市職員本来の職務ではないと思われますので、この点も考慮に入れた対策であってほしいものであります。万が一の犯罪であっても、民間人と市職員では市民の反応は全く違いますので、配慮のほどよろしく願いいたします。

大綱4、新型インフルエンザ感染拡大への対応策について。この表題につきましては、前者の質問により理解するのでございますけれども、私の立場からもあえて質問させていただきますので、重複するところがあるかとも思いますが、よろしく願いいたします。

①、一般市民への予防対策についてであります。この件名につきましては6月定例会において同僚議員より質問されておりますが、新型インフルエンザは現在国内に蔓延しており、道内においても感染拡大し、流行期に入っておりますので、私からも再度質問させていただきます。去る4月に海外で発生した新型インフルエンザは、国内においても感染が確認され、新型のため混乱もありましたが、1カ月ほどで小康状態となり、一応の安心を見たところであります。しかし、秋冬にかけ再度感染拡大のおそれありとの予測がなされておりましたが、早くも7月に入ってから急速に感染が広がり、ついに道内において8月30日、利尻町の40代女性保健師が亡くなりました。業務により感染、死亡したことで、医療業務や保健行政に携わる者にとっては大変大きなショックであります。基本的な疾患を持っている人、特にぜんそくや糖尿病患者等が重症になりやすいとのことでございます。厚労省の流行シナリオによりますと、10月上旬が感染のピークとなり、1日当たり76万人が発症、入院患者は1日4万6,400人に達するとの恐るべき内容が発表されました。道内も感染率が高く、このシナリオでは道民の5人に1人に相当する110万人が発症し、入院患者は1万6,000人になるとの試算が出ております。また、治療薬は5,000万人分あり、当面は間に合うが、ワクチンは1,700万人分しかなく、不足分は海外より輸入するとのこ

とで副作用が心配されますし、ワクチン接種の優先順位もいまだ決定されておらず、今回の感染拡大は明らかに厚労省対応のおくれにあると指摘され、国民の不安と混乱を招き、早い対策が急がれております。当市も当初からの対策を含め、進められてまいりましたが、今回の非常時に対し、国、道からの指示や指導もあったことと察せられますので、市民の不安を解消する予防対策について具体的にお尋ねしたいと思います。

②、感染者への対応についてであります。近隣自治体においても感染の拡大が報道され、各種イベントの中止を余儀なくされたり、集団発生によりクラス単位や学年閉鎖にまで追い込まれている学校も出てくるなど感染者数の拡大は予測される方向にあるようであります。感染率を当市に置きかえると、実に2,600人の発症予測が成り立つわけではありますが、市立病院を初め、民間の医院をも含めた当市の医療体制は大丈夫なのでしょうか。また、病院で病気をもらうことがよくあります。発症患者数が予測されるほどの数字に達したときは、一般の患者への影響は大きくなります。これらへの対応策についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱1、市立赤平総合病院の今後について、①、年度内での経営改善の見込みと対応についてお答えいたします。医師、看護師確保対策につきましては、医師確保対策が徐々に実を結び、昨年度から今年度にかけて新たに内科医師が2名、整形外科医師が1名、初期臨床研修医が2名、さらに初期臨床研修を修了した2名の医師のうち1名が内科医として勤務されております。近年の医師の定着状況を考慮しますと、引き続き医師確保は継続していかなければなりません。今後は従来の民間医師人材派遣会社からの情報提供に加え、赤平にゆかりのある医師の状況を把握し、そこから新たな人材確保を目指して活動してまいりたいと考えております。看護師確保につきましては、

現状の患者数において施設基準上では充足しておりますが、今後の患者数の状況、退職の状況等により不足が生じることも考えられますことから、状況を踏まえ、随時確保できる体制として登録制を導入し、不足時には速やかに補充できるよう努めております。また、医師住宅の新築工事につきましては現在基礎工事が行われており、予定どおり11月末には1棟6戸が完成する見込みであります。

次に、看護師の待遇状況につきましては、現在看護師への苦情等についてはどの部署で対応しても必ず総看護師長へ報告が入るよう体制をとり、指導を改善することとなっております。また、業務サービス向上委員会や看護科待遇委員会においてもその状況、原因、対応策を徹底するよう話し合いをしております。待遇の改善には積極的に対応しており、患者からの不満は以前より少なくなってきましたが、まだまだ改善すべき点があり、今後業務サービス向上委員会を中心に患者への待遇に対するアンケートなどの実施も検討してまいりたいと考えております。

次に、透析事業の見通しにつきましては、旧産炭地域に罹患率が高いと言われております糖尿病、高血圧症など成人病疾患の多い地域性を考慮し、収益性が高いと判断した上で、空知産炭地域基盤整備事業助成金を活用させていただき、透析センターを新築いたしました。近隣の自治体病院では行っていない外来透析患者の送迎も開始し、センター病院等からの入院透析患者の受け入れも積極的に行った中で新規の患者確保も行っております。一定程度の成果、収益も出ておりますが、従来より透析治療を行っている患者の高齢化、重症化が進んでおり、開所後残念ながら死亡された方も少なくなく、現在現状の患者数は40名程度となっており、収益も当初改革プランで見込んでいた計画数より下回るようになっております。入院透析は入院日数も長く、急性期を中心に医療を展開している医療機関では受け入れがたい傾向にありますことから、今後も透析PR委員会を中心に入院透析の受け入れをさらに積極的に進め、

患者送迎区域の拡大も含めて検討し、早い時期に計画に近い患者数の確保をすべく、努力を図ってまいります。

次に、常勤医の受け持ち患者数のバランスにつきましてお答えいたします。医師の間で医師の経験年数に開きがあり、特に外来患者数に対する平準化が課題となっており、現在診療体制のあり方についてさまざまな方策を検討しておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

②、今後の赤字解消対策について。今年度改革プランとの差異が4月以降短期間にも生じているのは、外来患者数、入院患者数、透析患者数が計画数に満たないために医業収益を低下させているのが要因となっております。また一方、支出も人件費の抑制など経費の削減に努めており、不良債務の20年度決算額約14億円に対し、本年度決算見込みで不良債務解消額が約1億円見込まれるため、21年度決算見込みといたしましては不良債務額約13億円に減少する見込みであります。しかし、改革プランでの不良債務解消額は1億7,000万を見込んでおりますので、残り7,000万円に対し、さらなる経営努力を図ってまいりたいと存じます。しかし、このような経営状況では先行きが不透明であり、予測がつかないため、引き続き改革プランに沿った経営健全化に向けて、医師による市民健康講座や透析患者受け入れの周知活動など具体的な事業も実施し、さらなる患者確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

あわせて、③、入院病棟の建替構想につきましてご説明いたします。昭和40年に完成した現在の病棟は、途中外壁等を改修いたしました。その内部は当時のまま40年以上を経過し、現在では老朽化が著しく、4月以降もエレベーターの修理、ナースコールの取りかえ、運搬用エレベーターの修理、上水道の補修、排水管の修理、病棟のドアの取りかえなど予期せぬ修繕、改修が多発しております。また、今後大規模な修繕が発生する可能性も高く、あわせて耐震構造の見直しなど、今後維持していく上で相

当の維持費と課題を抱えております。そこで、入院患者の環境も考えますと、新たに建てかえることを検討する時期に来ておりますが、現時点ではこれ以上の債務をふやすことはできない状況にあります。少なくとも過去の不良債務解消と単年度の収支黒字が病棟建てかえの最優先条件だと認識しております。しかし、また当院の最重要課題でもあり、毎年多額の維持経費がかかることも考慮しますと、今後病棟の建てかえに対する助成制度や対応措置が施されたときには、実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、第5次赤平市総合計画について、①、今後の産業振興対策についてお答えします。

国内経済も全国的には一部回復傾向にありますが、議員が言われますとおり7月の完全失業率は5.7%と過去最悪を更新し、また7月の滝川管内の有効求人倍率も0.29ポイントとなっており、大変厳しい雇用情勢となっております。こうした厳しい雇用情勢の中、さきの定例会で申し上げましたとおり、国の緊急雇用創出臨時特例交付金を活用し、総勢64名の雇用創出に努めてきたところでありますが、このたびまた第2次募集により、さらに2事業合わせて7名の新規雇用を創出したところであります。また、これまで新産業創造事業を支援するために産炭地基金を活用し、地場企業の新たな取り組みや新たな企業を誘致し、平成19年度事業では8事業、平成20年度事業では4事業、合わせて12事業に支援してきたところでもあります。また、この不況下において、雇用の創出も含め、当市の産業振興上大いに有効活用が図られたと考えております。

こうした中、今後当市の10年後を見据えたとき、特に雇用につながる産業振興施策は必要不可欠と考えておりますことから、第5次赤平市総合計画の3つのプロジェクトの一つとして産業振興プロジェク

トを作成したところであります。特に当市としては、物づくり産業の振興を初め、地場産業の強化を図るため既存産業と新産業などの振興に努め、経営の安定化や担い手の育成などを努めているとともに、戦略的な企業誘致などを重点施策として推進してまいりたいと考えており、住環境も含め、教育、子育て、環境など全庁的、全市的な取り組みが必要であり、企業の基礎的なデータの収集も不可欠でありますことから、現在産炭地域振興センターなど関係機関と連携を図りながら施策について協議しているところであります。また、当市の厳しい財政状況を勘案し、さまざまな支援事業の活用とともに、産業振興プロジェクトの振興に向けて新基金の効率的な活用、そして企業振興促進条例、店舗近代化促進事業など既存施策の推進を図りながら地域経済活性化と雇用の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 続きまして、②、人口増加対策についてお答えさせていただきます。

第5次赤平市総合計画において10年後の計画人口を減少率15%を目標として設定しておりますことから、人口増加対策は重要な課題であり、特に若年層世帯の移住定住対策は大変重要な課題と認識しております。当市のような地方においては、民間賃貸住宅は不足しており、中堅所得者層においても公営住宅への依存率が非常に高い状況にもあり、またこのことは若年層におけるU、J、Iターン等の受け入れなど地域活性化を積極的に行えない要因にもなっております。

公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して供給されるもので、制度の趣旨、目的に沿った入居基準等が公営住宅法等において厳格に定められており、**本年4月に施行になった公営住宅法施行令等の一部改正**において、入居収入基準において限度額が緩和される裁量世帯を市町村独自に地域事情等を勘案することができることとなるとの情報

もございましたが、残念ながらその部分は改正されませんでしたので、これまでどおり公営住宅への若年層家族や他市町からの転居者への優先的な配慮は公営住宅法上からできないこととなっております。

しかし、今後の施策として公営住宅本来の役割である低所得者への安定的な住宅の供給は当然のこととし、現状の住宅事情にも適切に対応し、地域活性化につながる定住促進に寄与しなければならないものと考えております。今年度実施を予定しておりますが、公営住宅法などの適用を受けない市営一般住宅を活用し、若年層世帯や中堅所得者向けに供給する方策や、次年度購入を計画しております雇用促進住宅大町宿舎の入居条件、家賃設定などについて議員ご提案の設定方法など検討してまいりたいと存じます。また、公営住宅の本来の趣旨を著しく逸脱しない範囲内で、中堅所得者等の住宅が不足している場合に、既存の公営住宅を中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅にみなす、みなし特定公共賃貸住宅制度の活用なども、市営住宅等の活用状況や整備に要する費用などを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。そのほかに公営住宅跡地などの市有地を有効活用し、民間による賃貸住宅等を建設する場合に一定の条件を設け、土地売買に関して優遇措置を設けるなど、民間賃貸住宅の建設促進による移住定住化促進も検討してまいります。

最後になりますが、ご承知のとおり第5次赤平市総合計画におきましては産業振興、住環境整備、少子化対策の3つをまちづくりの重点プロジェクトとして位置づけをしておりますが、雇用、経済の確立、住みやすい環境整備、そして子供たちが安心して暮らせる社会づくり、これらすべてが人口の定着化につながるものであります。景気の悪化によって企業誘致はより厳しさを増しておりますが、地元企業の個性を生かす振興策、さきに申し上げた新たな住宅政策、そして児童福祉施設並びに教育施設の充実など現在策定中の実施計画を含めて、重点プロジェクトに関する施策の具体化と早期実現を目指すことによって10年後の目標人口の達成に努めてまいりたい



と考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 市職員の不祥事件再発防止対策についてであります。私のほうからお答えさせていただきます。

このたびの職員の不祥事につきまして、市民の皆様、そして議員の皆さんには改めておわびを申し上げます。今後の団体会計処理につきましては、再発防止のため以下の5点について実施をし、対応してまいりたいというふうに思います。まず、着服を避けるため通帳を担当職員、印鑑を課長が管理するなど徹底、キャッシュカードは使用しない、金銭取り扱い事務については1人の職員に集中をさせない、多額の現金を手持ちにしておくことなどはしない、現金を引き出す際は上司の決裁を必ずもらう、定期的に帳簿と通帳残高の確認をし、半年ごとに総務課長の点検を受けると、以上といたしました。また、**会計事務を団体にお返しできないか**ということにつきましても可能な関係団体と協議をしていくこととしております。以上につきましては7月の臨時会、そしてまたさきの連合審査会におきましてもご説明をさせていただきましたが、このことにつきましては庁議を通じ、各課に周知をしたところであり、改めて徹底をしてまいりたいと考えております。なお、総務課長の点検につきましては、早速10月に入りましてから上半期分の会計処理の点検をしてまいりたいと思っております。

また、モラルの向上についてでございますが、北海道市町村職員研修センターで行われている研修などを初め、研修機会を積極的に活用をしていくことはもちろんであります。職員個々が厳しく自戒をいたしますとともに、公務員としての倫理意識の向上とその徹底を図るために私、副市長からの通達や所属長を中心に日々の業務におきます指導、ミーティングのときに課の職員みんなで改めて確認するなど、あらゆる機会を通じまして繰り返し職員の意識改革におきまして努力をしてまいりたいと考えてお

りますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 大綱4、新型インフルエンザ感染拡大への対応対策について、①、一般市民への予防対策について及び②、感染者への対応については関連性がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

国内において新型インフルエンザの感染拡大が続く、本格的な流行期に入ったとされ、慢性呼吸器疾患や糖尿病などの基礎疾患のある方々で重症例や死亡例も発生しています。市内におきましてもA型ウイルスの感染者が発生しており、今後の感染拡大が懸念され、10月には感染のピークを迎えることが予想されていることから、市民に対し引き続きせきエチケットの徹底、手洗い、うがいの励行などの感染予防の周知を図るとともに、介護健康推進課にインフルエンザ相談窓口を開設し、**市民の不安解消と感染予防の相談に当たっております。また、保育所、学校などにおける集団感染の発生を防ぐため、手洗い用石けんの配付や公共施設に消毒薬の配置などを行っているところでもあります。**

新型インフルエンザにはワクチン接種が有効と考えられておりますが、接種につきましてはまだ具体的な指示はありませんが、国が優先順位を定めて実施する見込みとなっており、当市におきましても医療機関と連携を図りながら、指示があり次第早急な対応を図っていくことを予定しております。現在国の新型インフルエンザ対策の運用指針の変更に基づき、道におきましても新型インフルエンザの対応を一部変更しており、当初は保健所の発熱センターで相談を受け、発熱外来の受診を勧めておりましたが、8月からはすべての医療機関へ直接受診できるようにし、感染拡大時の受け入れ医療機関の確保を進めているところであります。当市としましても、国の運用指針に合わせて、感染予防の啓発と医療機関との連携を図りながら、患者の受け入れ態勢を整えてまいります。今後季節性インフルエンザの流行す

る時期を迎えますことから、手洗い、うがいの励行など個人でできる感染予防をさらに周知しながら、引き続き感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） あわせて、②、感染者への対応についてお答えいたします。

現在インフルエンザ患者が発生した場合、集団発生しない限り新型インフルエンザかどうかのPCR検査が義務づけられておらず、通常のインフルエンザ患者と同じ診療体制となっており、入院が必要な場合には、まず滝川保健所に連絡し、砂川市立病院の感染病床に搬送することとなっております。市立病院では新型インフルエンザの拡大、蔓延、他の一般患者への感染の防止に向け、通常の外来待合室とインフルエンザ患者の待合室を完全に分離し、対応させていただいております。入院が必要な患者が発生した場合は、前段で述べましたとおり、まず滝川保健所に連絡をし、砂川市立病院の感染病床に搬送することとなっておりますが、発生状況により砂川市立病院の感染病床が満床になり、管内で必要病床が不足することも予想されますので、今後保健所の指導、国や道からの通知等に従った体制を都度整備し、新型インフルエンザ蔓延、拡大、他の一般患者への感染防止などを最優先に考え、対応してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕再質問ということではないですけども、ちょっと所見も述べさせていただきたいと思います。

まず、1番目の市立病院の問題についてですが、経営改善への考え方は、これについては理解するところでございます。これらの問題については、議会としても今度は特別委員会を設置して議論をす

ることになりますので、細かい数字や状況についてはそちらのほうに説明もしくは提起していただきたいと思います。1に対する患者数の平準化については今後の課題になりますが、ただ若い医師の中には市民健康講座という形で積極的に地域医療に携わるなど、みずから市民との触れ合いを大切にしようという考え方の人もおりますので、私どもも評価するとともに、そのような医師がもっとふえることを期待しております。このような積極的な行動により自前の患者さんも早くできることと信じておりますので、事務長のほうからも励ましていただければと、こう思います。努力しても努力しても先の見えない病院経営であります、病院職員の皆さんにはどうかあきらめずに最善を尽くしていただきたいとお願いするところでございます。

2つ目の総合計画についてであります、産業振興対策については現在雇用対策が最重点課題でありますので、何とか市内の企業が、これからも企業や労働者が生計を立てていけるような指導、そして協力をお願いするところでございます。また、住宅問題については一定程度の理解はいたしました。ただいまの答弁にありましたように最終的にやっぱり法的な問題がどうしても壁になるという部分もございまして、これらの解決に当たっては地方自治体の事情により幅を持たせた裁量権を得られるよう行政としても国に訴えていくべきでないのかなと思わずし、私たちが議員としての立場で改善の方向に向かって努力していくつもりでございます。全般的な人口増対策についても理解はいたしますが、総合計画の根幹となる問題でございますので、これからもこれらについての議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いするところでございます。

3番目の再発防止対策についてであります、ただいま副市長のほうから倫理意識の高揚ということに努めていくということでございます。そのとおりだと思います。徹底した対応をしていただき、二度とこのようなことが起きないように日常の中で最善の注意を払っていただきたい、このように要請すると

ころでございます。

4番目のインフルエンザ対策については、前者とあわせての答弁がありましたので、十分理解いたしました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私の再質問を含めて、すべて終わります。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時51分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)